

## 告 示

### 埼玉県告示第七百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一四―七―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県富士見市大字水子字久保新田千九百二十一番二 他四十八筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九百六・五二立方メートル

浸透効果量 〇・二四八立方メートル毎秒